

美術品は減価償却できますか・・・？

今まで美術品は減価償却ができないとされていましたが、法人税法の改正があり、平成27年1月1日以降取得する美術品は減価償却ができるようになりました。

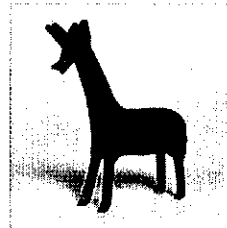
美術品の取得日	原則的取り扱い	H27.1.1に取得したものとみなす場合の取り扱い
H19.3.31以前	定額法 又は 定率法	定額法 又は 定率法
H19.4.1 ～H24.3.31	定額法 又は 定率法	[H27.1.1現在、中小企業者等に該当する法人にあっては、30万円未満の美術品等について一括償却(措法67の5)] (注)一事業年度あたり300万円の上限あり
H24.4.1以後	定額法 又は 定率法	

※ただし、歴史的価値のあるもの、代替性のないものは除きます。
 ※定率法の償却率は取得日により変わります。

絵画や美術品の減価償却の耐用年数は何年ですか？

室内装飾品のうち主として金属製のもの

例えば、金属製の彫刻



15年

室内装飾品のうちその他のもの

例えば、絵画・陶磁器・彫刻(主として金属製のもの以外のもの)



8年



まずは税に関心を持ちましょう

1月の花 カランコエ
 花言葉 幸福を告げる、たくさんの小さな思い出、
 あなたを守る、おおらかな心